

(開会宣言 午後 1 : 27)

委員 長

(挨拶)

本日、議長は欠席いたしております。

町長、御挨拶お願いいたします。

町 長

(挨拶)

委員 長

本日は、委員全員が出席されております。また、説明のため、町長、副町長、総務課長、住民環境課長、健康福祉課長、観光戦略課長、子ども・子育てサポートセンター所長の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る3月17日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第30号から議案第32号まで及び議案第35号から議案第37号までの6議案で、議案の説明については、3月17日の全員協議会において理事者から詳細説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

御異議がないようですので、本委員会における審査は、議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。

なお、質疑においては一問一答式で行いますので、協力をお願いいたします。

それでは、議案第30号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

家庭的保育事業等に関しては、美浜町に該当する施設はないということでしたけども、特に子育て世帯が増えています山東地区では、託児とか一時保育が充実すれば、どこにも行けなかったものが1時間でも買い物とか趣味の時間に使えるので、経済効果や女性の働く環境の改善にもつながるとい声があります。町民の中に家庭的保育事業等のニーズがないわけではありません。

今回の条例改正で、これまで書面で行うということが規定されていた諸記録の作成・保存が電磁的方法による対応を可能とするということになりましたけども、今後、町内で家庭的保育事業等の施設が運営された場合に、情報漏えいなどを防止するセキュリティー面というのは、しっかり確保できるんでしょうか、どうでしょうか。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長

電磁的方法によることによりまして、セキュリティー関係はという御質問だと思いますが、保育園関係のセキュリティーにつきましては、役場と同じように送受信する場合にはセキュリティー対策がきちんとなされておりますので、そこは十分、大丈夫かなというふうに思っております。

河本委員

違うんですけど、保育園は次の議案で出てきますので、そこはまだ違うところなんですけど、今後、家庭的保育事業等のことなんです。今、美浜町には該当する施設がございませんけども、今後そういった事業者が出てきて運営される場合が出てくる可能性があるもので、そういった場合の情報漏えいはちゃんとセキュリティー面をしっかりと確保できるのかどうかということを知っているんですが。

健康福祉課長

そちらの情報漏えい等につきましては、家庭的保育事業等の事業者さんがセキュリティー関係の設備を整えるというところで、事業所さんに設定はしていただくということでございます。

委員長

質疑がないようでしたら、これで議案第30号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第31号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

保護者などへの説明などのうち、書面などで行うもの及び書面などで行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定というふうにあるんですけども、これはどういったものが事例として挙げられるんでしょうか。

委員長

健康福祉課長。

健康福祉課長

主に保護者さんに対する重要事項の説明ということになります。

内容につきましては、職員の勤務体制であったり、あと利用者の負担額、保育料の通知等、そういうような重要事項を記載した文書を、次からは電磁的方法でもできるというふうに改正するものでございます。

委員 長 河本委員。

河本委員 重要事項を電子情報処理するということなのですが、サイバー対策については、クラウドなんかの役場と同じシステムを使うことになって、セキュリティーとかサイバー対策というのも、ちゃんとしっかり整えられているということでよいのでしょうか。

委員 長 健康福祉課長。

健康福祉課長 先ほど申しましたとおり、役場と同じセキュリティー環境となっております。

委員 長 河本委員。

河本委員 ということは、保護者へ機密情報などの部分をデータ送信するという場合も想定されていると思うんですけども、そういった場合もあるのでしょうか。

委員 長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保護者さんに対して電磁的方法でお知らせするということは今後あると思います。例えば、インターネット等を通して電子メール等を送信するというような場合が考えられるかと思います。

委員 長 河本委員。

河本委員 そうやって機密情報をデータ送信する場合のセキュリティーや保護者の同意については、どういうふうになるんですか。

委員 長 健康福祉課長。

健康福祉課長 電磁的方法による場合には、必ずその前に保護者さんの承諾が必要ということになっております。今回の改正につきましては、電磁的記録による対応が可能となるものでございまして、従来どおり書面での記録等を妨げるものではないということで御理解いただきたいと思っております。

委員 長 河本委員。

河本委員 あと、電子情報に置き換えていくわけですが、保存データのバックアップについては、どのようにそれが担保されるのか、サーバーやシステム事業者の責任で、保存のデータがバックアップされ

るのか、それとも役場のシステム上、役場が責任を持って保存データをバックアップしていくのか、その辺はどうなんですか。

委員 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

セキュリティー、それからバックアップ等についても役場と同じ扱いとなります。

委員 長

河本委員。

河本委員

役場の保存データはどうなんですか。事業者の責任でバックアップ体制とかそういうふうな感じになるんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

役場関係の情報でございますけども、当然そういった電算の会社に委託しておりますし、そちらのクラウドを使ってのサービス、データ管理ということでございます。

セキュリティーについても、ちゃんとそれは定められたルールをもって、しっかりと管理していくということになってございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

保存データのバックアップの体制ですよ。それは事業者任せなのか、それとも役場が責任を持って保存データのバックアップをしているのかということなんですけど、どうですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

その詳細については、申し訳ございません。情報推進室ですか、そういったところで扱っておりますので、即答をちょっとできない部分もございませぬけれども、管理については役場のほうで、いろんな委託契約書を定めまして、しっかりと管理をさせていただいております。

委員 長

河本委員。

河本委員

だから役場が責任を持ってバックアップをしているということによろしいんですか。

委員 長

総務課長。

総務課長

はい、そのとおりで結構です。

委員 長

ほかにございませぬか。

松下委員。

松下委員

ちょっと関連してですけど、僕らも県のほうからメールでファイルをつけて送ってもらって、それでパスワードをつけてそれを入れ

て、ようやく開けるという状況なんですけど、そういうやり方なんですか。ファイルを添付して情報を送るのか、メールはどのようなスタイルになるんですか。

委員 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

その辺に関しては、十分セキュリティーが守られるように工夫してやっていきたいというふうに思っています。

委員 長

松下委員。

松下委員

あまり細かくは言いませんが、なかなか見にくいというか、ファイルを添付してパスワードもまた別にメールで送ってくるという状況を県の人たちがやってるんですけど、なかなか慣れていないとパスワードのところが大文字・小文字とかパスワードを押すときに見えないので確認できない部分もあって、なかなかそのシステムに慣れてないと、まずのぞきにいくことができにくい部分もあると思うので、具体的にやってみてこれから見えてくると思うんですが、そういう相談もできるだけ受け入れるようにしてやってもらえたらいいかなと思います。

委員 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑がないようでしたら、これで議案第31号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第32号 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

崎元委員。

崎元委員

この遊覧船の値段なんですけど、貸切り5万円、大人2,500円、子供1,250円ってあるんですけど、前のときの遊覧船の値段というのはわかりますか。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

前のジェット船の値段なんですけども、1,240円でしたが、ちょっと貸切りにつきましては、すみません、ちょっとそういうことをやっていたのか。

委員 長

崎元委員。

崎元委員 今の値段なんですけど、大人1人、子供も同じということですか、前は。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 申し訳ありません。大人は1,240円と確認してるんですが、すみません、子供につきましてはちょっと確認しておりませんので調べます。

委員長 崎元委員。

崎元委員 前の値段に比べて2倍になるんですけど、この大人2,500、子供1,250円で皆さん乗ってくれますか、大丈夫ですか。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 この今回の条例に定めている値段なんですけれども、先日、全協でも御説明させていただいたんですけれども、この範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるというものでございますので、あくまでも上限と考えていただきたいと思います。

今後、指定管理者を決めていく過程において、指定管理者さんのほうで、この上限金額を基に料金を設定していくという流れになります。

委員長 ほかにございませんか。

河本委員 河本委員。

河本委員 議案書の6ページに記載のにぎわい広場と、にぎわい広場駐車場の意図とか構想がまるで分からないんですけども、にぎわい広場と、にぎわい広場駐車場の特化した設計図などの概要を示せる資料というのはあるんでしょうか。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 これまでに、このようなパース図をお示ししているかと思うんですけども、これでいいますと、レークセンター本体の隣のこの外側の広場の部分と、あとその広場の前にキッチンカーとかを3台とめられるスペースがありますので、そちらのスペースのことをこの条例では指しております。

委員長 河本委員。

河本委員 にぎわい広場駐車場というのは、キッチンカーなどを置く場合の料金であって、一般の駐車スペースの料金とは違うということでしょうか。

委員長
観光戦略課長 観光戦略課長。
御指摘のとおり一般の駐車場につきましては無料の予定でございます。

委員長
河本委員 河本委員。
にぎわい広場のコンセプトというのが、ちょっといまいち分からないんですけど、にぎわい広場というのは、どういったことをなされるんですか。

委員長
観光戦略課長 観光戦略課長。
にぎわい広場というのは、レークセンターの本体の隣でして、ここでいろんなイベントですとか、あとキッチンカーに来てもらって、また食事をしながらちょっとしたイベントを楽しめるような、湖に近くて眺めもいいということで、そこで湖を眺めながらイベントを楽しんでいただけるような広場としております。

委員長
河本委員 河本委員。
イベント開催のときは、イベント開催の事業者がそこを利用するのに料金がかかると。1平米1日につき100円というふうな使用料を使っているわけですけども、そういったイベントがない場合はどうされるんですか。

委員長
観光戦略課長 観光戦略課長。
イベントがない場合につきましては、ゆっくりくつろいでいただけるようにパラソルと椅子とかを設けまして、観光客の皆様自由に使っていただけるようなスペースにしたいと考えております。

委員長
河本委員 河本委員。
事業者が利用する場合ですけど、1平米1日につき使用料100円ということですが、事業者によっては平米数が変わってくると思うんですけど、平米数が大きくなっていけばいくほど、この料金も高くなっていくという考えでよろしいんですかね。

委員長
観光戦略課長 観光戦略課長。
はい、そのとおりでございます。

委員長
河本委員 河本委員。
あと電池推進遊覧船の使用料ですけども、1時間当たりで設定されて、船1隻の貸切りが5万円、座席1席が大人2,500円、小人1,250円となっているわけですけども、遊覧船の周遊コース

で時間帯も変わってくると思うんですが、40分とか50分の場合とか1時間を超える場合の料金はどうなっていくんでしょうか。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長

40分の場合ですと、この1時間当たりの使用料の金額は上限として定めていただくことになりまして、1時間を超えますと、例えば1時間半とかですと2時間に切り上げて2倍になるんですけども、それを上限として指定管理者さんのほうで適切な値段を設定するという形でございます。

委員長

河本委員。

河本委員

指定管理料自体は発生しないということを説明のときに言われていたんですけども、運営が赤字になった場合というのは、どういうふうになるんですか。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長

今回設定した値段ですと、各種売上げですとかを試算して今回の金額に設定したんですけども、この範囲で、この料金であれば指定管理者さんのほうで自主的な運営ができるかと考えております。

あまり料金を安くしますと、指定管理料が要ることにもなりますし、料金を逆に高くすると指定管理料はまた要らないという、その辺りを勘案しましてこの金額を設定させていただいております。

委員長

河本委員。

河本委員

指定管理業務で指定管理料が発生しないからよいというものでもありませんで、行政が設備投資をしてやったから、あとは指定管理者にお任せとっているようでは、これは無責任だと思うんです。

過去の遊覧船事業の反省も踏まえて、大きな税金、財源を投入して遊覧船事業を再開させた行政の責任というものを、ちょっと重く受け止めてもらいたいなというふうに考えています。

指定管理者制度は、あくまで公的施設の管理を指定管理者に任せるといふものなので、公の施設が民営化されたとか公的施設が払い下げたというような判断を、私物化されているみたいなことを町民から判断されないように、行政側の監督責任とか役割をしっかりと果たすべきだと思うんですけども、行政の考え方をちょっと伺いたいと思います。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長 今後、指定管理の手続に入っていきますけれども、指定管理者を選定された後で、定期的に報告会を、こるばでやっておりますけれども、そのような形で定期的にモニタリングのほうはさせていただきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。
高橋委員。

高橋委員 今、河本委員から指定管理の話が出たんですけど、この施設については、三方五湖DMOさんが管理者になるんだというふうに聞いているんですけども、これは正式な決定ではないんですか。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 これまでDMOさんが議会の場で事業の説明とかをされてきた経緯もございましてけれども、あくまでも、指定管理の、こるばでやっているような応募手続を踏まえた上で、正式に決定するという形で考えております。

委員長 高橋委員。

高橋委員 このレークセンターだけじゃないんですけども、いろんな公的な施設を造ってそこに指定管理をしていくということについては、税金をつぎ込んでそこで事業をしていくということですから、特にそういう営利を伴うような、例えば、はまびよりだとかHAMABERRYだとかそういうところは、指定管理料が幾らで、仮に利益が出た場合には町への還元というのはこうあるんだとか、もしも経営がうまくいかない場合には、こういう支援がここまで限度としてあるんだとか、そういう条件を明確にしないと、議会としてはそこが大事なんですよね。

税金をそこに投入しますという行政の企画に対して、「はい」ということでしょうか、イエスかノーかということなので、私は例えばHAMABERRY、これからやる道の駅、それはPFIだと言われてますけれども、こるばさん、農業人材育成センターですかね、HAMABERRYというのは。そういうところについて、実際にこれだと、今ここにある条例というのは、レークセンターができていて、指定管理者がやれる範囲のことをここで決めてますけれども、それ以前に、指定管理をしているということに対する町の何て言うんですか、指定というんですかね。そこを指定管理者に対して指定

管理料を幾らでやるんだと、こういう場合にはこうするんだと、だから、ここのこの事業は今後、大丈夫なんだ。あるいはこの線に沿って監視をしていけるんだというようなところを、もう少し明確にしてほしいと私は思ってるんですよ。

それらの施設について、もう一度、私は指定管理料なり、そういう条件というのを横並びで見て、明確にされたほうがいいんじゃないか。してほしいという要望をしたいんですが、どうでしょうか。

委員 長

総務課長。

総務課長

指定管理の御質問でございますけども、今現在、指定管理につきましては、はあとぴあもそうでございますし、こるばもそうでございますし、あと丹生環境広場辺りもそうでございます。

施設のものによっては営利が出るものにつきましては、指定管理料を払ってないものもございますし、はあとぴあの施設については営利を生ずるような施設もございませんので、全額、町が負担しているような状況でございます。

その辺につきましては、もし機会があれば提示させていただく必要があるのかなと思いますが、一応、今、手元に資料がございませんので、また機会があればそういった御説明もさせていただきたいと思っておりますし、今回、レークセンターのことについては、また公募される段階でいろいろ条件を詰めていくということかと思っております。

委員 長

高橋委員。

高橋委員

ぜひよろしくお願ひしたいですね。特にHAMABERRYなんかも指定管理料はありませんと。しかし、その中で仮に、これは反対しているわけじゃないですよ、仮に利潤が出たりそういった場合には、こういう還元をしますというようなね。

道の駅ができる前に、我々議会でいろいろな道の駅を訪ねたときに、ここの道の駅で出た利潤は、去年はこれだけいくら町に還元しましたというふうに説明されている道の駅もいくつかありましたので、そういう条件がきちんとしてあるんだと思うんです。

それが足かせになっちゃいかんですよけども、やはり全て税金でやる事業ですから、明確にしておくべきやと私は思うんです。税金で造った施設を使って営利事業をやるわけだから、そこははっきりと、もう指定管理料を出しませんよと、いくらでも儲けてくださいと、

そういうふうなことでは済まないんじゃないかと思うので、ちょっとそのところをもう一度重ねて要望しておきます。

委員長

ほかにございませんか。

松下委員。

松下委員

レークセンターに関しては、過去2回うまくいかなくなって、もうやめたということで、今回は3回目ということになると思うんですが、要綱の中の5ページの改正内容の第1条関係で、この事業については住民福祉の向上ということと、観光はよく分かるんですが、地場産業の振興ということがうたってあるんですが、具体的に住民福祉の向上というのはどういうことを指すのか、地場産業の振興というのは、レークセンターとしてどういうところを見ているのか、もう少し具体的に説明していただけたらと思います。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長

まず、地場産業の振興ですけれども、ここにつきましては美浜町特産の野菜ですとか、あと水産物、そういったものをレークセンターで提供するなどして地場産業の振興を図っていきたいと考えております。

また、住民福祉の向上というのは、これはいわゆる福祉ということではなくて、住民全体にとってサービスが向上するというような、そういった思いで第1条を策定しております。

委員長

松下委員。

松下委員

説明を受けましたが、ちょっと切れの悪い話と僕は思います。野菜とか水産物、これもこるばと同じような項目があると思うんですけど、やっぱりこれはほとんど営利に近い事業だと思うんです。もちろん観光という面では、たくさんのお客さん呼んで収益を上げてもらいたいんですが、今言ったように地場産業の振興ということで野菜を売るとかやっても、なかなかうまく機能しない部分が僕はあると思うんですが、そこをやっぱりきちっと捉えないと、体制を取らないと、この設置の目的自体が大分、方向が緩んでくると思うんです。それのお答えがあればお聞きかせください。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長

この第1条の住民福祉の向上から地場産業の振興に寄与するためという部分なんですけれども、ここにつきましては、これまでの条

例と同じ記載をしております、1条につきましては「レークセンター」というのを「レイクセンター」に直したということでございます

また、地場産業につきましては、例えば民宿も町内にたくさんありますので、そういったところに泊まっていただいて、レイクセンターに来ていただいて、遊覧船で三方五湖を楽しんでいただくというような思いも込めております。

委員長

副町長。

副町長

私のほうからちょっと補足をさせていただきたいと思います。

これまでも何回もいろんなこととお話をさせていただいておりますけれども、美浜町におきましては2年後の北陸新幹線敦賀開業、さらには今後の観光振興をにらみながら、様々な事業を実は展開させていただいております。駅前のはまびよりもそうですし、こるばもそうですし、また、レインボーラインのリニューアル工事ということもそうです。

三方五湖エリアでいえば、今そういった取組を今、福井県であったり、また隣の若狭町と共に行っているところでございまして、実はこのレークセンターの再生というのもそれも一つであり、レーク近辺のサイドの取組ということにつきましても、このような取組の一つでございます。

これまでそういった取組をずっと意識しながらも、点で整備をするんじゃないかと、やっぱりそれが線ですることによって、ここに言うような目的に資することができるのかなというふうに思っております。

特に住民福祉の向上でいうと、やはり地域の活性化であったり魅力の向上であったり、地域がそれによって盛り上がるということも一つかなというふうに考えておりますし、地場産業の振興ということにつきましては、今ほど申し上げましたように、レークセンターだけではなくて、電気推進船だけではなくて、やはり地域、民宿であったり地域産業であったり商工業であったり、いろいろなものに波及効果があるというふうに考えているところでございます。

そういったことを今後期待をし、我々は進めていくということをおっしゃるので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思いま

す。

委員長

松下委員。

松下委員

はい、ありがとうございます。

僕らとしては、やっぱり2回失敗しているということもあって、これだったらうまくいくというのは、やっぱり3度目にきちっとやってもらいたいと思うんです。

特に、最初からなかなかうまくいかないというのは、僕らも水産事業をやっていますのでよく分かるんですが、走り始めて常にチェック体制を取って、事業を修正していくということは僕らはすごく大事だと思うんです。

特に、こるばと違ってこのレークセンターは五湖の自然を有効に使うということになっておりますので、五湖に関してはなかなか優れた資源だと思うんですよね。そこはチェック体制、進行をきちっとチェックする体制を、きちっと議論しながら確実にやっていってもらいたいなというふうに思います。

もう動き出したら、こんなでなかなかどうしても最初はできないと思うんですが、そういう2回の失敗を踏まえて3回目はどうやってでもうまくやって、こういうところのチェック体制をしっかりとやってもらいたいというふうに要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

高橋委員。

高橋委員

地場産業の振興だとか住民福祉の向上だということで、例えばレインボーライン、レークセンター、はまびより、そういったいろんな各施設が、それぞれきちんとやっていくということは、これは非常に重要なことだと思うんですが、今、御説明されてるけれども、町の思いはそうかもしれないんですが、経営母体はそれぞれ指定管理者も違うし、母体が違うし、特に、はまびよりについてはPFIということで、どういう方向で行こうかということもはっきり我々は認識できない。

こういう美浜のまちの観光なり産業なりという大きな話であれば、その辺の基本的なコンセプトだとか目指すべきものだとか、共同作業でやれるところはみんなが意思疎通をして、それぞれの経営母体が一定の意思疎通をしてやらなければ、うまくいかないんじゃない

かというふうに思います。

そういうふうな体制というのは、希望的には行政の方は持っておられるかもしれませんが、実際はそうになっていないというふうに私は思うんです。本当に協力体制ができてるのかと。そういうことをやらないと、もうしばらくしか時間はないですけれども、それぞればらばらでやったのでは、きっと大きなそごが出てくるんじゃないかという気がします。

例えば1つ例を挙げて言えば、サイクリングコースというふうな話、あるいは久々子湖を1周するという道路の話、日向湖の向こう側の道路に山根を割いてサイクリングコースにしますというふうな話をお聞きしましたけども、現地に実際に行ったことはございますか。とてもそんなところに観光客を呼べるようなことにはなっていないと思うんですよ。

例えば、久々子湖の向こう側なんて長靴をはいていかないと通れないですよ、あの深さだと。この間も私、行きましたけど通れないからあの道をずっと迂回して林の中を歩いて行きましたけど、すぐ入れたから。

となってるし、例えば新庄のほうもトレイルとかと言われてますけども、トレイルに登ったことありますか。もう権現山を歩いて大御影に行く道なんて非常に古くなっちゃって、一生懸命、苦労して造られたと思うけれども時間がたてば朽ちるので、なかなかお客さん、いっぱい来てくださいよというふうなことは難しいですよ。私も大御影に行くとき、もう少しで道を誤ろうとしたし、帰りはもう少しで遭難しようと思いましたよ。でも降りてきて、やっとの思いで上げてたら、でかい看板がついてる、登山口だと。

だから、全部やろうというのは難しいと思うけれども、ちゃんと意思疎通をして現場を確認して、お互いに連携を取ってきちんと進めていかないと、それぞれ指定管理者を決めてやってますと、新幹線が来るから頑張らしましょうと、その掛け声だけではなかなかうまくいかないんじゃないかと心配を私はしてまして、そののところ、特に今言いたいのは、連携をしっかりと取ってほしいということです、各事業者の。

それをある程度オープンにさせていただいて、議会もそこを監視で

きるようにしてほしいということです。「監視」と言ったら言葉が悪いんですけども、意見を申し上げられるようにしてほしいということです。お願いしておきます。

委員長

ほかにございませんか。

町長。

町長

いろいろ御意見を頂戴しました。ごもっともな意見もございます。我々としては、今まで観光投資をしてるのが、お客様に来てもらっても1つのポイントでどっか行ってしまいうんでは、これは地元全然メリットがございません。いろんな施設を巡ってもらう、食べてもらう、泊まってもらう、そういうことをすることでこの投資が生きてくる。このように思っています。

それぞれはどうやって連動するんだというお話がございました。先般、御説明をさせていただいた観光振興計画、それがいわゆる方向性を定めたものでございます。新たに説明いたしましたけど、それぞれ具体的にアクションプランをどうするかというのは、これからやっとなし示します。

それに基づいて、我々も計画をつくりっ放しで終わらせる、そんなつもりはございません。しっかり実行しながら変えるところは変えていく、続けるところは続けていく。そういう検証の仕方をして、より投資した観光エリアが実効性あるものになる。そのように努めていきますので、振興計画も踏まえて再度御認識いただき、またいろんなこういう場を通じて意見交換をすることで、より計画はよくなるように、これからも我々は努力をしてまいりますので、そういった視点で御理解をお願いしたいなというふうに思います。

委員長

高橋委員。

高橋委員

いや、今、町長がおっしゃった思いは分かりますけども、例えば観光開発計画をこの間、意見交換会で御提示いただきました。でも、あの段階での審議というのは、これ、あまり重要でないと私は思ってるんです。具体的な計画をこうしますと、それを、まないたにのせていただいて審議をする。こんなアクション計画じゃ駄目やろうと、あ、これはいいねと、こうしたほうがいいんじゃないかという、その審議会であれば意味があると思うんです。

だから、あれは審議の対象にならないんじゃないですかというふ

うに私は申し上げたくて、だからもう少し具体的な内容の計画を立てていただいたものをたたくということが必要じゃないかというふうに思いますので、これも要望として申し上げておきます。

委員長
町長

町長。

高橋委員のおっしゃる、誠にそのとおりでございまして、いわゆる振興計画は方向性を示すもの、それにアクションプラン、そこが具体的にどのような形を持ってくるんかというものを示したものであるということを御理解いただいて、そこについてまた議論をするような場所というのは、これは当然必要でございます。何もなしにそれでやっていくという、そんなつもりは我々はございませんので、しっかりその辺は議論を重ねながら、実効性のあるような観光事業を進めていきたいなというふうに思いますので、そういった点で、またいろいろと御理解、御協力をお願いしたいなというふうに思います。

委員長
松下委員

松下委員。

僕らも、はあとふる体験に関わってきてるんです。十数年、20年近く関わってきています。今、このコロナの環境下にあっても予約を見ますと1億円産業に近づいてきています。

これは、やっぱりやっていることはシンプルな農業、漁業、林業なんです。だけど、都市の教育という分野で明確な需要があるんですね。都市の人間関係、家庭関係も含めて希薄化してきている中で、地域のローカルの資源をうまく使って、辛抱強く頑張っているという方とお付き合いしてもらいたいという需要があって、なおかつ、その教育旅行のために積立てをしているという部分があって、そこはマーケットがあるので来てくれると思うんです。

コロナがあっても、まだこれから増えようとしている。こういうのがあるので、今言ったレークセンターの事業をうまくやっていこうと思ったときに、どういうふうに来てもらった人に地域の人と関わるか。それは久々子を浄化することを一生懸命やってもらいたいし、シジミを増やすことも一生懸命やってもらいたい。そこをサイクルロードを高橋委員が言われましたが、一緒です。ですから、そういう地場の関わる人とレークセンターに来てもらう人とをつなげる。そのつなぐことがあるために来てくれるとか、そういうトータ

ルな把握をもって事業を一生懸命やっていくと、こういう体制をぜひつくってもらって、この事業を成功させてもらいたいというふうに要望をしておきます。

以上です。

委員 長
町 長

町長。

松下委員のおっしゃるとおりでございまして、来ても気分よく楽しく体験する、観光するというそれが大事でございます。それがリピーターにつながって口コミで広がっていくというものでございまして、これまでDMOの田辺さんがそういうコンセプトでDMOを運営していきたいという説明は何度か聞かせてもらっています。

DMOは最終的にレークセンターの指定管理者を目指しているわけでございますけど、そこがそういう基本的なスタンスを持っておりますので、そういった思いで、これからしっかりと、もし、それを運営されていかれるとなれば、そういうところは前面に出して、しっかりと心の通った観光なり体験も含めてやっていただけると、このように我々は思っておりますので、そういったところでも、またいろいろと御理解をお願いしたいなというふうに思います。

委員 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑がないようでしたら、これで議案第32号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第35号 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

委員 長

河本委員。

河本委員

予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するために、予防接種健康被害調査委員会を設置することなんですけども、これまで予防接種の健康被害を調査するような委員会はなかったんですか。

委員 長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター所長

これまでは、要綱で運用していたわけですが、今般、コロナ予防接種が始まるに当たりまして、他県等で健康被害が出ているというようなことを考えまして、町の附属機関としての位置づけをす

るために今回、条例を上げたものでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

この委員会は、予防接種による健康被害が発生したときや発生が予測された場合に、町長からの要請に応じて医学的な見地から必要な事項について調査・審議するというふうにあるんですけども、先ほど新型コロナワクチンのものも対象になるみたいなことを言われてたんですが、町長からの要請があったときだけ、この委員会を開催することになるんですか、どうなんですか。

委員 長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター所長

まず、この委員会開催の前に、健康被害を受けられた方、もしくは御家族の方が町のほうに請求があります。それに基づいて市町村は必要書類を受け取って、町長が予防接種健康被害調査委員会に調査を指示するという形になってございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

請求がなければ、もう全くこういう委員会の調査・審議というのは対象にならないということなんですか。

委員 長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター所長

基本的には請求をいただいて開催という形になってございます。

委員 長

河本委員。

河本委員

現在、新型コロナワクチンでファイザー社製とモデルナ社製の交互接種が行われているのが現状なんですけど、現状のような事例の場合にも、発生が予測されるという見地で委員会の調査とか審議の対象にはならないのかなというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

委員 長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター所長

これは健康被害ということですので、副反応があること、イコールこの調査委員会にかかるというものではございません。

委員 長

ほかにございませんか。

高橋委員。

高橋委員

提案理由のところ、地方自治法に基づくというふうにあるんですが、これは県だとか国からの指示によってこういう機関を設けると、そのためにこの条例を制定するという流れで、そういう理解でいいんですか。

委員長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター課

この委員会の設置については、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行についてという通達に基づいてなんですが、町の委員会として位置づけるために、今回は地方自治法のものを使って上程させていただいております。

委員長

高橋委員。

高橋委員

地方自治法というのは分かりましたけど、県とか国とのつながり、これは町独自がこれをつくりますと言ったんじゃないんやないかなと思うので、そこをはっきり説明していただいたほうが理解しやすいんですね、最初に。

委員長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター課

先ほど申し上げた予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行についてという通達の中に、市町村長は請求に係る疾病と予防接種との因果関係について、厚生労働大臣の認定を受けるため、請求書と請求書の添付書類の写し並びに予防接種健康被害調査委員会の調査報告を添えて、都道府県知事を経由して厚生労働大臣に進達を行うというふうになってございます。

ですので、最終的には国が定めた審査会において、予防接種健康被害かどうかというものが決まるわけですが、そこに提出する書類の中に、委員会の意見書を添えるという一文がございますので、この調査委員会が町でも必要となってきます。

委員長

高橋委員。

高橋委員

了解しました。

委員長

ほかにございませんか。

崎元委員。

崎元委員

健康被害って、どの程度のことを健康被害というんですか。

委員長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター課

おおむね入院を要するような方が申請をされて、そのほかにも重篤な障害をお持ちになる方、それから、まれにはございますが、予防接種によって死亡される方等については、この調査対象の方となります。

委員長

崎元委員。

崎元委員

この健康被害が起きたときに町に請求して、町はこの請求が来た

やつをどう対処するんですか、お金を払うとか何か。

委員 長

子ども・子育てサポートセンター所長。

子ども・子育てサポートセンター所長

必要書類をそろえていただいて町に請求があった後の動きですが、まず、町長から指示された委員会が調査をもう一度行います。本当にその状態が予防接種と関係があるのかとかという最終的には国が判断をするんですが、その判断に足りる資料がそろっているのかというようなものを町の委員会が調査をします。その調査を行った上で、県を經由して、国に町がその審査結果を上げていきます。

国のほうで最終的に予防接種被害かどうかというものが決められて、予防接種被害による状態であるということが決まれば、町から本人さんに、例えば年金であるとか医療費手当等のお支払いをするという形になります。

委員 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員 長

ございませんね。それでは、質疑がないようでしたら、これで議案第35号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第36号 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

河本委員。

河本委員

敦賀市との一般廃棄物の共同処理が開始されることに伴って、廃棄物の減量・適正処理や手数料などを、敦賀市と共通した条例に改正するだけのものだと思ってるんですけども、一般の可燃ごみとは別の規定ですよ、これ。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

一般可燃ごみも含めた一般廃棄物の減量に伴うのがこの条例となります。

委員 長

河本委員。

河本委員

可燃ごみの焼却後の廃棄物のことですよ、違うんですか。

委員 長

住民環境課長。

住民環境課長

一般廃棄物全般に関わるものでございます。

委員 長

河本委員。

河本委員 先日、意見交換会でも議論したんですが、可燃ごみが含まれとることでしたら、敦賀市と美浜町のごみ袋の価格差の解消、これについて、やはり早急に解決してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 前回の意見交換会でも少しお時間をいただきたいということで、今、至急、協議をしているところでございます。

こちらにつきましては、また早急にしっかりしたお話をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

松下委員。

松下委員 エコクル美方ができた頃に僕らも視察に行ったりしてまして、持ち込まれたいろんなごみの再生に係る作業なんかも見学させてもらったことがあるんです。

僕らもどんな廃棄物があるのかということで、例えばどんぐり倶楽部[®]の事業でごみ袋の不燃ごみが減ったとか、こういう鉢が余ってないとか、そういうふうにして再生利用に関わったことがあるんですけど、今、その辺は活発にやられているんでしょうか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 今、粗大ごみとかそういったところのリサイクルプラザにおいて、そういった分別のものをしっかりさせていただいておるところでございます。それは衛生組合のほうでしっかりとそういったところをさせていただいているところでございます。

委員長 松下委員。

松下委員 それは、そういう人を見込んでやっているんでしょうか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 なかなかこちらのほうも人口減少もございまして、そういった方がだんだん少なくなっているという状況で、松下委員が御存じの当時のいう活発なそういった状況ではないということで、それは今後の課題でもありまして、やっていかなければならないと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは質疑がないようでしたら、これで議案第36号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第37号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

委員長 河本委員。

河本委員 若狭町と共同して使用してきた可燃ごみのガス化溶融施設についてなんですけども、美浜町は4月からガス化溶融施設を使用しないので、この4月以降、令和4年度から維持管理費というのは発生しないというような認識でよいでしょうか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 そのとおりでございます。

委員長 河本委員。

河本委員 可燃ごみのガス化溶融施設の解体に伴う費用というのは、どうなるのでしょうか。これからも発生するのか今年度限りなのか、どうでしょうか。

委員長 住民環境課長。

住民環境課長 こちらにございます環境対策費と書いてございますものにつきましては、その炉の清掃でありますとか、あと汚染物質の除染というようなところが入っております。

今後、あの大きな建物についても解体というところが入ってくるわけですが、そちらについてもしっかりと負担というのは当然、美浜町のほうで今まで18年程度使っておりますので、そういったところは負担として生じてくるということで理解しています。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようでしたら、これで議案第37号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託されました議案の質疑を終了いたします。

ただいまから採決に入ります。

議案第30号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第30号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第31号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第31号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

委員長

それでは、お諮りします。

次に、議案第32号 美浜町レークセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第32号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

次に、議案第35号 美浜町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第35号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第36号 美浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第36号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

次に、議案第37号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第37号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案6件の審査が終わりました。

これをもちまして、産業厚生常任委員会を閉会いたします。

最後に、副委員長、閉会挨拶をお願いします。

副委員長

(挨拶)

委員長

ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会宣言 午後 2 : 3 4)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員長 中牟田 春子